


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	吉 沢 寿 子		
件 名	東大和市介護保険基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次地方分権一括法）の成立・公布に伴う基準省令改正」により、所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①第3次地方分権一括法により都道府県又は、市町村が条例で基準を定めることとしたため、条文内容の変更を行う。</p> <p>②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に係る追加を行う。</p> <p>(2) 施行日 公布日をもって施行とする。</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。